件名

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第十五条第一項第一号ロに規定する監査証明対象特定非財務情報の作成及び開示に関する基準を指定する件

○金融庁告示第　　号

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（令和　　年内閣府令第　　号）第十五条第一項第一号ロの規定に基づき金融庁長官が定めるものは、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年六月十一日までに同委員会の名において公表が行われた別表の左欄及び中欄に掲げるものにより作成されたもののうち、同表右欄に掲げるものとし、令和九年四月一日から適用する。

令和　　年　　月　　日

金融庁長官　伊藤　　豊

別表

号　　数	表　　題	項　　数
サステナビリティ開示ユニバーサル基準	サステナビリティ開示基準の適用	第４項から第６項、第８項から第 19 項まで、第 22 項、第 24 項から第 31 項まで、第 56 項から第 59 項まで、第 63 項から第 66 項まで、第 68 項、第 70 項から第 77 項まで、第 86 項から第 90 項まで、第 92 項から第 95 項まで及び別紙Ａ ただし、第 24 項、第 26 項、第 27 項及び第 29 項については、特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成された特定非財務情報に関するものに限る。
サステナビリティ開示テーマ別基準第１号	一般開示基準	第５項、第６項、第７項(1)及び(3)、第８項から第 10 項まで、第 28 項、第 29 項並びに第 41 項から第 43 項まで
サステナビリティ開示テーマ別基準第２号	気候関連開示基準	第３項から第 12 項まで、第 40 項から第 43 項まで、第 44 項(1)、第 45 項、第 46 項(1)、第 47 項（(3)を除く。)、第 48 項から第 54 項まで、第 60 項から第 68 項まで及び第 101 項から第 104-2 項まで ただし、第 44 項(1)、第 46 項(1)、第 48 項から第 51 項まで及び第 60 項から第 68 項までについては、スコープ１温室効果ガス排出及びスコープ２温室効果ガス排出に関するものに限る。
サステナビリティ開示実務対応基準第１号	温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示	第１項から第 12 項まで